令和８年度次代の建築廃材縮減促進事業　募集要領（２次募集）

令 和 ８ 年 11 月 ２ 日
みやざきスギ活用推進室

第１　事業概要

近年、木材の主要な供給先である住宅の着工戸数が減少傾向にあり、木材の需要は停滞してきています。また、空き家など使われずに老朽化していく建築物が増えるとともに、解体工事により排出される産業廃棄物のがれき類は増加傾向にあります。

そこで本事業では、既存の建築物を取り壊すことなく、県産材を活用したリノベーション等による再利用及び非木造が主である市街地における非住宅建築物の木造化を支援することにより、低迷する木材需要の回復や将来的ながれき類の発生縮減を図ります。

１　既存建築物改修支援

(1) 事業内容

既存の建築物に対し、県産材かつ合法木材であることが証明できる木材（以下「県産材」という。）を使用し、木質化を行う改修工事に対して助成する。

(2) 補助対象者

個人又は法人など

(3) 補助対象施設の要件

以下の要件を全て満たすものであることとする。

ア　宮崎県内に所在する施設であること。

イ　築10年以上経過した建築物であること。

ウ　補助対象箇所における、単位面積当たりの木材使用量が 0.02m3 以上であり、木材使用量（材積）の70%以上が県産材であること。

エ　補助事業実施年度内に、補助対象とする部分の完成が確実であると認められるものであること。

オ　補助金交付決定日以降に補助対象とする部分に着手するものであること。

カ　補助対象施設に、事業名と県産材を使用して整備したことを施設利用者に対して明示するための表示板などを設置すること。

キ　施設概要を木質化事例として公表するとともに、県の木材需要拡大に寄与する取組に協力すること。

ク　事業終了年度の翌年度の４月１日から起算して５年以上、事業計画に記載された用途に基づく利用が継続されると見込まれるもの（やむを得ない事情により用途を継続できないものと知事が認めたものを除く。）であること。

(4) 補助対象経費

県産材の木材費並びにこれに伴う工事費及び諸経費（既存施設の撤去に要する経費を除く。）とする。ただし、使用した構造材、造作材、壁材、床材等の木材の使用数量（材積）が、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

(5) 補助率等

補助対象経費の３分の１以内とする。ただし、補助金の上限額は30万円とするが、木材使用量が0.04 m3/m2以上の場合は80万円とする。

２　非住宅建築物木造化支援

(1) 事業内容

市街地において、県産材を使用し、非住宅木造建築物の新築及び増改築工事に対して助成する。

(2) 補助対象者

個人又は法人など

(3) 補助対象施設の要件

以下の要件を全て満たすものであることとする。

ア　宮崎県内における非住宅木造建築物であること。ただし、建築基準法等関係法令により制約を受ける場合や防災面、立地条件等から木造化が困難な場合は、別途協議の上、木造と他工法との混構造を認める。

イ　建設予定地が、最寄りの市町村庁舎からの距離が実施要領 別表に示す基準値以内であること。

ウ　補助対象施設における単位面積当たりの木材使用量が、実施要領 別表に示す目標値以上であり、木材使用量（材積）の70%以上が県産材であること。

エ　補助事業実施年度内に、補助対象とする部分の完成が確実であると認められるものであること。

オ　補助金交付決定日以降に補助対象とする部分に着手するものであること。

カ　補助対象施設に、事業名と県産材を使用して整備したことを施設利用者に対して明示するための表示板などを設置すること。

キ　事業完了年度の翌年度までに、補助対象施設を用いた県産材のＰＲ活動を実施するとともに、県の木材需要拡大に寄与する取組に協力すること。

(4) 補助対象経費

木材費並びにこれに伴う工事費及び諸経費（既存施設の撤去に要する経費を除く。）とする。ただし、使用した構造材、造作材、壁材、床材等の木材の使用数量（材積）が、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

(5) 補助率等

補助対象経費の３分の１以内とする。ただし、補助金の上限額は１千万円とするが、県産材の利用に関する協定締結者による申請の場合は、上限額を設けない。

第２　申請の手続き

(1) 募集期間

募集締切は、令和８年 12 月 25 日（金曜日）とする。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する場合がある。

(2) 申請書類

事業実施を希望する場合は、実施要領第３の１に基づき、以下の書類を作成すること。

ア　事業計画書（要綱別記様式第１号）

イ　補助対象経費が確認できる設計書等

ウ　事業内容が分かる資料（位置図、図面等）

エ　木材使用量が確認できる木拾い表等

(3) 提出先

補助対象施設の所在する市町村を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課へ、募集期間内に申請書類を提出すること。

(4) 留意事項

ア　事業実施主体においては、県の実施する木材需要拡大に寄与する取組に協力すること。

イ　補助対象経費に対し、他の補助金等を充当していないことを確認すること。

ウ　処分制限期間内における施設の処分など、補助金の返還請求をする事項があることを理解した上で応募すること。

エ　今回募集する事業計画は、補助対象経費が 15 万円以上の計画を対象とする。

第３　その他

ア　申請多数の場合は、事業の採択ができない場合があります。また、補助金額の調整を行う可能性があります。

イ　本募集要領の他、次代の建築廃材縮減促進事業補助金交付要綱及び実施要領を必ず御確認ください。

ウ　その他、御不明な点等がある場合は、第４問合せ先へ御連絡ください。

第４　問合せ先

宮崎県　環境森林部　山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室　木材利用拡大担当（担当者：山下）

電　話　０９８５－２６－７１５６

メール　miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp